

須賀川市農業用機械等マッチング事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、離農や農業経営規模縮小等によって使用されていない農業用機械等のうち、引き続き利用可能なものについて所有者から農業用機械等の情報を収集及び公開し、利用希望者をマッチングすることにより、地域の担い手及び新規就農者の経営安定及び農業の活性化を図るとともに、農業用機械等のリユースを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業用機械等 トラクター、田植機、草刈機、管理機、コンバイン、スピードスプレーヤー、その他農業に資する機械で、一定期間の利用に耐えうる農業専用のも及び農業施設（パイプハウス）

(2) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報

(実施主体)

第3条 須賀川市農業用機械等マッチング事業（以下「農業用機械等マッチング事業」という。）の実施主体は、須賀川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）とする。

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、農業用機械等マッチング事業の利用以外による農業用機械等の取引を妨げない。

(譲渡申込者)

第5条 農業用機械等を譲渡できる者（以下「譲渡申込者」という。）は、本市に住所を有し、農業用機械等の財産の処分権を有する個人又は法人であって、農業用機械等を有償又は無償で譲渡を希望するものとする。

(譲受希望者)

第6条 農業用機械を譲受できる者（以下「譲受希望者」という。）は、本市農地基本台帳に記載のある個人若しくは法人又は今後1年以内に市内で就農を予定する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 農業用機械等を農業の目的で有償又は無償で譲受を希望する者

(3) 対象物件を自身で引き取れる者

(譲渡物の登録)

第7条 農業用機械等マッチング事業譲渡申込者は、須賀川市農業用機械等マッチング事業譲渡情報掲載申込書（第1号様式）及び須賀川市農業用機械等マッチング事業登録カード（第2号様式）を農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(申込み内容の精査及び掲載)

第8条 会長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかに内容を精査し、市公式ウェブサイトへ情報を掲載することとする。

2 掲載期間は、申請があった日から1年を経過した直近の3月末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、譲渡申込者は、第7条の規定による申請を改めて行うことにより、譲渡申込者に再登録できるものとする。

(譲受申込)

第9条 農業用機械等マッチング事業譲受希望者は、須賀川市農業用機械等マッチング事業利用申込書（第3号様式）を会長に提出するものとする。

(譲渡申込者への情報提供)

第10条 農業委員会事務局は、譲受希望者から申込みがあったときは、譲渡申込者に対して、その氏名、連絡先及び希望農業用機械等の情報を提供しなければならない。

(譲渡の交渉、契約等)

第11条 譲渡に関する交渉、契約等の全ての取引は、譲渡申込者と譲受希望者が直接行うこととする。この場合において、交渉成立後における当該農業用機械等に係る欠陥、破損、事故、故障等については、譲渡申込者と譲受希望者間で解決するものとし、農業委員会は、関与しないものとする。

(掲載事項の変更の届出)

第12条 譲渡申込者は、掲載事項に変更があったときは、須賀川市農業用機械等マッチング事業掲載情報変更届出書（第4号様式）を会長に届け出なければならない。

(申込みの取下げ)

第13条 譲渡申込者の都合により譲渡申込を取り下げたい場合は、須賀川市農業用機械等マッチング事業譲渡情報掲載取下書（第5号様式）を提出するものとする。

(登録の終期通知)

第14条 農業委員会は、第8条に規定する登録期間の終了前に、登録の終期を須賀川市農業用機械等マッチング事業登録終期通知書（第6号様式）により、農地登録者に通知するものとする。

(農業用機械等の維持管理)

第15条 農業用機械等マッチング事業に登録した農業用機械等に関する譲渡が成立するまでの間、当該農業用機械等の維持管理は、譲渡希望者が行うものとする。

(譲渡完了)

第16条 譲渡申込者は、譲渡が完了したときは、須賀川市農業用機械等マッチング事業完了報告書（第7号様式）を会長に提出するものとする。

2 前項の規定による報告書を受理したときは、農業委員会事務局は、市ホームページ等に記載した譲渡情報を削除するものとする。

(個人情報の取扱い)

第17条 譲渡希望者及び譲受希望者は、農業機械等マッチング事業における個人情報の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報了他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損又は逸失することがないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他の適正な措置をとること。

(手数料)

第18条 農業用機械等マッチング事業の利用に係る手数料は、無料とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。